

東京都北区子どもの意見等反映推進事業実施基準

6 北子字第 1448 号

令和6年5月21日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（令和6年3月東京都北区条例第3号）の趣旨を踏まえ、東京都北区が行う子ども施策の策定等における子どもの意見等の反映の推進に関して必要な事項を定めることにより、子ども等が区政に関し意見等を表明する機会を確保し、もって子どもの最善の利益の実現及び子ども等との相互信頼に基づく区政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のいずれかに当てはまる18歳未満の者及びこれらの者と同様にこの基準の対象とすることが適当と認められる者をいう。

ア 区内在住であること。

イ 区内在学又は在勤であること。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、区内で生活し、又は活動していること。

(2) 子ども施策 次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

ア 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援

イ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するための就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

ウ 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

(3) 所管課長 東京都北区組織規程（昭和50年4月東京都北区規則第40号）第9条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する担当課長、会計課長、区議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月東京都北区教育委員会規則第1号。以下「委員会処務規則」という。）第3条第1項に規定する課長（以下単に「課長」という。）であって、子ども施策の策定等を行い、又は行おうとするものをいう。

(子ども施策に対する子どもの意見等の反映)

第3条 所管課長は、子ども施策の策定等に当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども

もその他子ども施策に係る当事者の意見等（以下「子どもの意見等」という。）を当該子ども施策へ反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子どもの意見等の聴取の方法）

第4条 所管課長は、子どもの意見等を子ども施策へ反映させるため、子ども向けアンケート調査の実施、子どもを対象としたパブリックコメント、中学生モニター会議その他の子どもの意見等を求めるための会議への参加その他の子どもの意見等を聴取する方法として適当と認められる方法により、子どもの意見等の聴取を実施するものとする。

2 所管課長は、前項の子どもの意見等の聴取の実施に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの年齢、発達の状況、立場等又は当該子ども等への影響等に応じて、最も適当と認められる方法により行うものとする。

（子どもの意見等の聴取の実施）

第5条 前条の規定による子どもの意見等の聴取は、子どもの年齢、発達の状況、立場等子どもの状況を配慮して行われなければならない。

2 所管課長は、子どもの意見等の聴取の実施に当たり、子ども施策に係る課長（次項において「関係課長」という。）に必要な協力を求めることができる。

3 関係課長は、前項の規定により、所管課長から協力を求められた場合は、所管課長が行う子どもの意見等の聴取に関する取組に協力するよう努めるものとする。

4 子どもの意見等の聴取の実施に必要な手続、事業等を所管する課長は、所管課長が円滑に子どもの意見等の聴取を実施することができるよう必要な支援を行うとともに、手続をあらかじめ定め、及び周知するよう努めるものとする。

（子どもの意見等の尊重及びフィードバック）

第6条 所管課長は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを分かりやすく説明するものとする。

（実施状況報告）

第7条 所管課長は、毎年度、子ども未来課長が別に定める期日までに、子どもの意見等の聴取の実施状況を報告するものとする。

2 子ども未来課長は、前項の規定による報告内容を整理するほか、所管課長が行う子どもの意見等の聴取に関する取組状況の把握に努めるものとする。

（調査研究及び成果の情報提供）

第8条 子ども未来課長は、国、他の地方公共団体等が行う子どもの意見等の聴取に関する効果的な手法及び関係する制度についての調査を行い、その成果について、所管課長へ情報提供するものとする。

（委任）

第9条 この基準の実施に必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。